

特集

住民の生活を守る

只見町の除雪隊

皆さんが寝静まる頃、しんしんと降る雪は、降っていることを気付かせずに積もっていくことがあります。そんな朝は、少し早めに家を出ますが、道路は既に除雪がされていて、「出勤時間には間に合いそうだ」と胸を撫で下ろした方も少なくはないはずです。今回は、夜が明けないうちから行われる除雪と除雪隊にスポットを当てていきます。



真夜中の出勤

通勤・通学の方や緊急車両等の安全な交通の確保のため、また事故を起こさないよう、朝7時までの路線除雪完了を目標に除雪が進められます。そのため、除雪オペレーターの方々は、真夜中から出勤します。



雪国只見町の

「道路除雪」

只見町の除雪延長

約66,755m!!

雪国只見町の冬の「道路除雪」は、住民の日常生活に必要な物資の輸送、通勤、通学などの交通の確保に非常に重要です。

今冬12月15日から16日にかけて、90センチを超える大雪となりました。もし除雪体制が整っていないければ、町内各所の道路が寸断されてしまっていたかもしれません。

このような大雪時に限らず、住民が安心して生活できるように、町で除雪事業計画を定め、町内業者の皆さんと協力して除雪を行っています。

町内の除雪延長は、約66,755m(春先除雪除く)となっています。道路の幅や積雪量によって、同じ道を何回か往復するため、一晩の除雪のために走る距離は更に多くなります。

深刻な後継者不足

除雪オペレーターの方は、除雪20年を超えるベテランの方がほとんどです。一方、出勤時間が早く土日祝日も関係ないことや大型特殊免許などが必要なことから、若いオペレーターが少なく、後継者不足が問題となっています。

町では後継者不足の解消のために補助事業を行っています。(参照:P5)

只見町の生活を守る 道路除雪業者の主な担当地区

浅草建材株式会社

只見地区・朝日地区

川合車輛

只見地区・朝日地区

永洸建設株式会社

只見地区

有限会社ジオ・サイクル

朝日地区

(株)南会西部建設コーポレーション南会津本社

明和地区

吉野建設株式会社

明和地区

永洸建設株式会社

矢沢友一さん



Q 出勤までの流れや

出勤の基準はありますか？

私は、まず自分の担当区域（塩沢く入津）の積雪量の確認のため、夜中の1時半頃からパトロールをします。そのパトロールで実際に見た情報と、今後の天候と過去の経験などから、出勤の判断をします。出勤の基準は10cm程度の積雪があれば出勤していますが、降雪量が少なくても、場所によっては吹き溜まりや日中の人の動きによつて除雪が必要になることがありますので、10cm以下でも出勤することもあります。

Q 出勤時間は？

パトロール後すぐに出ますので、2時頃から出勤になります。朝は、通勤の方が増えますので7時までには交通の確保が出来るようにしています。日中も雪が降り続く日は、夕方の帰宅時間に間に合うように12時頃から16時頃を目安に除雪をしています。

Q 除雪をする上で大変な事は？

神経がなかなか休まらないことでしょうか。ドカ雪になると住民の方の生活に支障があるので、オフの時間でも降雪量を観察して、出勤を考えていますし、実際に出勤してからは、安全確保をしながら、事故を起こさないように作業をしなければならぬため、気が抜けない時間が多いです。

Q 除雪のやりがいは

なんですか？

除雪は、雪国で生活する上で必要不可欠なものです。町民の安心安全な生活に直結する仕事をしているということがやりがいです。

Q 町民の方へ

メッセージをお願いします

積雪が多いとどうしてもご自宅の前などに置き雪が発生してしまいます。私も申し訳ないと思いますが、除雪をしています。大変だとは思いますが、ご自宅の前の置き雪は除雪のご協力をお願いします。

また、自宅に引きこんでいる電話線や電線のたるみをたまに点検してください。たるんでいる場合には、除雪車に引つかかる場合もあるので、電力会社などに直してもらうようにして頂けると助かります。皆さんの安全のために頑張りますので、ご協力をお願いします。

~インタビューを終えて~

町の交通確保する除雪は、天候に左右され、いつ出勤になるのか分からない仕事は精神的に大変なものだと感じました。

個人的な理由で除雪車を呼ぶことはできませんが、町民の生活を守る使命を担った除雪隊の思いが理解できたような気がしました。除雪車による騒音や置き雪などご迷惑をおかけしますが、安全な道路交通を確保するために大切な作業です。皆さんの共助により、冬道の交通の確保がされています。皆さまのご理解・ご協力をお願いいたします。

除雪オペレーター育成支援事業

町は、冬期間の町内のライフラインを確保するために、除雪業務を担う事業者へオペレーターの育成支援を行っています。

【補助要件】

補助対象事業者が、資格取得予定者に対し、大型特殊免許の取得、車両系建設機械運転技能講習を受講させる場合において、次の要件に該当すること

- (1) 資格取得予定者は、原則60歳未満であること (2) 資格取得予定者は、雇用保険適用者であること

【補助内容】

- 免許取得費、技能講習費の実費の2分の1以内(限度額10万円)
- 同一人に対する同一資格取得に係る経費の対象は、受験回数1回までとする。
- 同一年度における1事業者あたりの補助対象人数上限は3名以内とする。

冬の生活の安心確保「除雪支援保険事業」

皆さん、住宅の軒下の除雪はどうしていますか。町には安心して冬の生活を送れるように「除雪支援保険事業」があります。高齢者世帯などには、所得に応じた助成金もあります。

お申し込みは、昨年11月20日発行のおしらせばんに掲載の除雪支援指定事業者(以下「事業者」)に直接行ってください。(12月から翌年の3月末まで1シーズンの申込となります。シーズン途中からのお申込みでも月割などはありませんのでご了承ください。)

【申込と利用料金の支払い】

まずは事業者へ直接ご相談ください。その後、事業者が持つ申込書類(作業申込と助成金申請の2枚で1セットです)に必要事項を記入して頂きます。

利用料金について、助成制度に該当する方は、自己負担分のみを事業者にお支払いください。

【助成対象世帯】 ※町税などの滞納のある場合は助成できません。

助成の対象となる世帯は以下のとおりです。

- ①65歳以上の方のみで構成される世帯
- ②ひとり親家庭を含む世帯
- ③重度心身障がい者(身体1級と2級及び3級で心臓・腎臓・呼吸器等の障がい、知的AとB、精神1級と2級)の方がいる世帯

【基本料金・助成金額】

助成金額は、前年の世帯員の総所得金額により、下表のとおり所得段階を設けて算出します。

	基本料金	自己負担額	助成金
所得段階1	66,000円	11,000円	55,000円
所得段階2	66,000円	22,000円	44,000円
所得段階3	66,000円	33,000円	33,000円
所得段階4	66,000円	44,000円	22,000円
助成対象外	66,000円	66,000円	0円

●その他

この事業は、あくまでも個人住宅の軒下がつかえないようにする除雪のみを対象としています。屋根の雪下ろしや玄関までの除雪作業、降雪の度に行なう除雪作業等は、事業者との間で別途契約となります。

町道除雪、除雪オペレーター育成支援事業についての問合せ：農林建設課建設係 82-5270
除雪支援保険事業についての問合せ：保健福祉課福祉係 84-7010